

D 4 - 2

5 年 保 存 (常)
(令和12年12月31日まで)

F N . D 4 - 5 - 0

鹿 免 管 第 2 4 6 号

令 和 7 年 3 月 2 4 日

各 部 長

各参事官 殿

各所属長

本 部 長

担当	行政処分企画係	TEL	
----	---------	-----	--

運転免許の行政処分事務に関する事務処理要領の改正について（通達）

運転免許の行政処分事務に関する事務処理要領については、これまで「運転免許の行政処分事務処理要領について（通達）」（令和6年11月27日付け鹿免管第1213号。以下「旧通達」という。）に基づき運用されているところであるが、このたび、道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、個人番号カード（以下「マイナンバーカード」という。）と運転免許証（以下「免許証」という。）の一体化に関する規定が整備されたことから、「運転免許の行政処分事務に関する事務処理要領」について別添のとおり所要の改正を行い、令和7年3月24日から運用することとしたので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、旧通達は、令和7年3月23日限り廃止する。

別 添

免許の行政処分事務に関する事務処理要領

第1 総則

1 目的

この要領は、行政処分事務について標準的な事務処理要領を定め、その事務の適正かつ効果的な処理を図ることを目的とする。

2 用語の定義

この要領の用語の意義は、それぞれ次のとおりとする。

- (1) 「警察署等」とは、警察署、交通機動隊、高速道路交通警察隊及び交通指導課をいう。
- (2) 「警察署長等」とは、警察署等の長をいう。
- (3) 「警察官等」とは、交通違反の取締り、交通事故の現場処理及び交通事故を起こした運転者等の取調べに従事する警察官をいう。
- (4) 「一般違反行為」とは、自動車又は一般原動機付自転車（以下「自動車等」という。）の運転に関し道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）若しくは法に基づく命令の規定又は法の規定に基づく処分に違反する行為で道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）別表第2の1の表の上欄に掲げるものをいう。
- (5) 「特定違反行為」とは、令別表第2の2の表の上欄に掲げる行為をいう。
- (6) 「違反行為」とは、一般違反行為及び特定違反行為をいう。
- (7) 「人身事故等」とは、人身事故及び建造物損壊事故をいう。
- (8) 「違反報告書」とは、警察官等が作成した違反行為に係る交通反則切符、交通切符、点数切符、現認報告書その他の書類で、違反事実等を認定するためのものをいう。
- (9) 「違反等登録」とは、共通基盤システムによる運転者管理業務実施要領（令和7年2月28日付け警察庁丙運発第5号ほか別添。以下「運転者管理業務実施要領」という。）に定める違反登録及び事故登録をいう。
- (10) 「抹消登録」とは、運転者管理業務実施要領に定める不適格事由抹消登録をいう。
- (11) 「違反等登録票」とは、共通基盤システムによる運転者管理業務実施細則（令和7年3月10日付け警察庁丁運発第112号ほか。以下「運転者管理業務実施細則」という。）に定める違反登録票及び事故登録票をいう。
- (12) 「処分登録」とは、運転者管理業務実施要領に定める違反処分登録及び事故処分登録並びに違反外処分登録をいう。
- (13) 「処分猶予登録」とは、運転者管理業務実施要領に定める違反処分猶予登録及び事故処分猶予登録をいう。
- (14) 「処分手配登録」とは、運転者管理業務実施要領に定める処分手配登録をい

う。

- (15) 「処分短縮登録」とは、運転者管理業務実施要領に定める違反処分短縮登録及び事故処分短縮登録並びに違反外処分短縮登録をいう。
- (16) 「行政処分関係書類」とは、違反報告書、違反等登録票その他行政処分手続に関する書類をいう。
- (17) 「免許の停止等」とは、法第90条第1項若しくは第5項、法第103条第1項若しくは第4項、法第104条の2の3第3項又は法第107条の5第1項若しくは第2項に係る運転免許（以下「免許」という。）の効力の停止若しくは保留又は自動車等の運転の禁止の処分をいう。
- (18) 「行政処分」とは、免許の拒否、保留、取消し若しくは効力の停止又は自動車等の運転の禁止の処分をいう。
- (19) 「行政指導」とは、行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第1項第6号の規定により、行政機関がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であつて、処分に該当しないものをいう。
- (20) 「違反照会」とは、運転者管理業務実施要領に定める免許・不適格事実照会及び行政処分事実照会をいう。
- (21) 「点数通報」とは、運転者管理業務実施要領に定める新規免許登録及び違反登録並びに事故登録を行った際に、情報処理センターから送信される通報又は回答事項をいう。
- (22) 「点数通報書」とは、点数通報を印字した資料をいう。
- (23) 「処分決定」とは、行政処分事由に該当することとなった運転者に対し、都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が、当該運転者に対して行政処分を行うことを決定することをいう。
- (24) 「処分書等」とは、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。）別記様式第13の3若しくは別記様式第13の4の処分通知書及び府令別記様式第19の3の3若しくは別記様式第22の6の処分書をいう。
- (25) 「処分書等の交付」とは、処分通知書による通知又は処分書の交付をいう。
- (26) 「出頭通知」とは、処分決定を行った行政処分の対象者に対し、処分通知書による通知又は処分書を交付するための出頭を求める通知をいう。
- (27) 「停止処分者講習」とは、法第108条の2第1項第3号に掲げる講習をいう。
- (28) 「違反者講習」とは、法第108条の2第1項第13号に掲げる講習をいう。
- (29) 「処分移送通知書」とは、法第103条第3項（法第107条の5第9項において準用する場合を含む。）に規定する府令別記様式第19又は別記様式第22の4の処分移送通知書をいう。
- (30) 「処分事案の移送」とは、処分事由が発生した時における運転者の住所地が、当該行政処分事由の発生地以外の都道府県警察の管轄区域内にある場合に、当

該行政処分事由の発生地を管轄する公安委員会から当該被処分者の住所地を管轄する公安委員会に対して行う行政処分事由の移送をいう。

- (31) 「違反者講習該当事案の移送」とは、違反者講習該当行為時における運転者の住所地が、当該違反者講習該当行為地以外の公安委員会の管轄区域内にある場合に、当該違反者講習該当行為地を管轄する公安委員会から当該被処分者の住所地を管轄する公安委員会に対して行う違反者講習該当事案の移送をいう。
- (32) 「処分決定通知」とは、処分決定（免許の拒否、保留を除く。）を行った時における当該処分に係る者の住所地が、当該決定を行った公安委員会以外の公安委員会の管轄区域にある場合に、当該決定を行った公安委員会から当該被処分者の住所地を管轄する公安委員会に対して行う処分決定（免許の拒否、保留を除く。）を行った旨の通知をいう。
- (33) 「処分執行依頼」とは、処分決定を行った当該者の住所地又は居所が他の公安委員会の管轄区域内にある場合に、当該決定を行った公安委員会から当該者に対する処分書等の交付を当該者の住所地又は居所を管轄する公安委員会に依頼することをいう。
- (34) 「処分執行通知」とは、処分決定通知に係る者に対して処分書等の交付をした場合において、処分決定通知を行った公安委員会から当該者の住所地を管轄する公安委員会に対して行う行政処分執行を行った旨の通知をいう。
- (35) 「免許証」とは、運転免許証をいう。
- (36) 「マイナ免許証」とは、免許情報記録個人番号カードをいう。
- (37) 「免許証等」とは、免許証又はマイナ免許証をいう。

3 都道府県警察間の連絡、協力

違反等登録、処分事案の移送、処分決定通知、処分執行依頼等の行政処分関係事務で必要がある場合には、関係都道府県警察と緊密な連携のもとに行い、互いの協力関係を確保するものとする。

4 迅速かつ確実な行政処分

- (1) 行政処分は、違反等登録並びに処分及び処分短縮の登録に基づいて行われるものであることから、これら登録を迅速かつ確実に行うものとする。
- (2) 交通の安全を確保するためには、行政処分を迅速かつ確実に執行し、運転不適格者を排除することが重要となることから、行政処分を必要と認める事由が生じたときは、事実に基づき可能な限り速やかに処分決定及び処分執行を行い、もって将来における道路交通上の危険を防止し、併せて当該行政処分に係る者の危険性の早期改善を図るものとする。

5 能率的な事務処理の推進

警察署長等は、迅速かつ確実な行政処分のため、捜査担当部門との連携を図るなどし、効率的な行政処分事務の推進に努めるものとする。

第2 違反等登録票の点検

1 発見報告

- (1) 警察官等は、点数評価の対象となる違反行為、重大違反唆し等、道路外致死傷、自動車等を運転することが著しく道路における交通の危険を生じさせるおそれがある状態にあると認められるいわゆる危険性帯有事案（以下「違反行為等」という。）を認めたときは、速やかに違反報告書を作成して、警察署長等に報告しなければならない。この場合において、当該違反行為等が認知事件等であり、事件捜査になお相当の期間を要するものであるときは、当該事案の捜査状況を免許管理課長に電話速報するものとする。
- (2) 警察官等は、行政処分が違反報告書に基づいて行われるものであることを銘記し、違反報告書の記載を正確かつ明瞭に行うものとする。
- (3) 警察官等は、違反報告書に係る人身事故等が第3の3の登録除外事由に該当すると認めたときは、当該違反報告書の所要の欄にその意見を付記するものとする。

2 警察署長等の措置

(1) 違反等登録票作成責任者の指定

ア 警察署長等は、違反報告書に係る事案のうち、送致（原則として違反者が死亡した事案は除く。）又は通告することが相当と認めた事案については違反等登録票を作成するものとする。

イ 警察署長等は、警察官等が作成した違反登録票を免許管理課の行政処分審査係（以下「審査係」という。）へ送付するに当たり、交通関係の事務の処理に従事する警察職員の中から違反登録票作成責任者を指定し、当該違反登録票が正確かつ明瞭に記載されているか否かの点検を当該者に一元的に行わせるものとする。

なお、事故登録票については、原則として当該人身事故等の捜査担当警察官を事故登録票作成責任者に指定するものとする。

(2) 違反等登録票の点検

ア 審査責任者の指定

警察署長等は、次の区分による交通担当幹部を違反等登録票に関する審査責任者として指定するものとする。

警察署	交通課長、地域交通課長又は同課長代理
幹部派出所	幹部派出所長又は同所長代理
交通機動隊	隊長補佐又は審理係長
高速道路交通警察隊	副隊長又は企画指導係長
交通指導課	交通特捜担当課長補佐又は同担当係長

イ 審査責任者の任務

- (ア) 審査責任者は、平素から警察官等に対して、違反報告書及び違反等登録票の適正かつ迅速な作成のための指導・教養を行うものとする。

- (イ) 審査責任者は、違反等登録票の記載に必要な事項が違反報告書に正確かつ明瞭に記載されているかどうかを点検し、再調査等が必要な場合には、追加調査や訂正報告書等の作成を求めるものとする。
- (ウ) 審査責任者は、審査に係る事案が人身事故等に係るものであるときは、違反報告書に記載されている違反行為の種別、交通事故の種別及び交通事故を起こした者の不注意の程度に関する記載内容の不備又は事実の認定に誤りがないかどうかを審査し、再調査等が必要な場合には、追加調査や訂正報告書等の作成を求めるものとする。
- (エ) 審査責任者は、審査の結果、当該審査に係る事案が第3の3の登録除外事由に該当すると認めたときは、当該違反等登録票の所要の欄にその意見を付記するものとする。
- (3) 行政処分関係書類の決裁等
- ア 行政処分関係書類の送付に関する事務は、審査責任者に専決させるものとする。
- イ 審査責任者は、審査責任を明らかにするため、総合事件管理システムの交通人身事故管理簿又は交通法令違反等事件管理簿（以下「事件簿等」という。）に登載した事件は、行政処分の上申状況を確実に明記しておくものとする。
- ウ 警察署長等は、イの事件簿等の記載及び違反等登録の原資料となった事件の送致記録によって、行政処分関係書類の作成及び送付が適正に行われているかどうかについて指導、監督し、不適正な処理が行われることがないように配意するものとする。
- エ 警察署長等は、行政処分関係書類を送付した事案について、登録内容の変更又は登録を不適当とする事情が生じたときは、速やかにその旨を免許管理課長に報告するものとする。
- (4) 行政処分関係書類の送付等
- ア 仮停止又は仮禁止
- (ア) 事案認知時の報告
- 仮停止又は仮禁止（以下「仮停止等」という。）を行った警察署長等は、直ちに聴聞係（執務時間外は免許管理課当直）に当該事案の登録に必要な事項を電話速報するとともに、速やかに行政処分関係書類を送付の上、免許管理課長に報告すること。
- また、仮停止等に該当しないが、「危険運転者の迅速な排除のための事務処理要領について（通達）」（令和5年3月15日付け鹿免管第326号）の対象となる違反行為（以下「準仮停止事案」という。）についても同様とする。
- (イ) (ア) の即報を受けた免許管理課長は、仮停止等を受けた者の氏名、生年月日、性別及び免許証の番号（対象者がマイナ免許証を有する者である場

合は免許情報記録の番号)を確認し、当該事案について事故登録票を作成し、直ちに事故登録を行い、意見の聴取の準備を行うこと。

また、準仮停止事案も同様に違反等登録票を作成し、直ちに違反登録を行い、意見の聴取の準備を行うこと。

(ウ) (イ) の場合において、当該事案について法第103条第1項、第2項又は法第107条の5第1項若しくは第2項に規定する処分を行う公安委員会が他の公安委員会であるときは、免許管理課長は、直ちに当該都道府県警察に対し、仮停止等を受けた者の氏名、生年月日、性別及び免許証の番号(対象者がマイナ免許証を有する者である場合は免許情報記録の番号)を電話連絡すること。

(エ) (ウ) の場合において、仮停止等をした警察署長は、速やかに行政処分関係書類を当該都道府県警察へ送付すること。

イ 人身事故等に係る事案

人身事故等に係る事案については、事故の発生又は認知日から起算して、10日以内に審査係へ行政処分関係書類を送付するものとする。

ウ 交通反則切符、交通切符及び点数切符に係る事案

違反行為の現認又は認知日から起算して、5日以内に審査係へ行政処分関係書類を送付するものとする。

エ 1年以内の行政処分を行うための措置

人身事故等又は違反行為の事件処理が長期化し、イ又はウに規定する期間内に行政処分関係書類が送付できない場合であっても、速やかに同関係書類を送付すること。

なお、自動車等運転免許の効力の停止等に関する取扱規程(平成10年鹿児島県公安委員会規定第1号)第5条第3項(違反行為等をした日から1年を経過している者の行政処分の軽減措置)の規定を踏まえ、行政処分関係書類は、事故の発生又は認知若しくは違反行為の現認又は認知日から起算して、遅くとも6月以内に審査係へ送付するものとする。ただし、処分を受ける者の責に帰すべき理由があるとき又は捜査推進上やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

オ その他の事案

ウ以外の違反報告書にあつては審査係、一定の病気等に係る事案にあつては聴聞係へそれぞれ当該処分理由を認定する行政処分関係書類を作成した後、速やかに送付するものとする。

カ 要急登録

警察署等で、無免許運転(無免許運転が明らかであることが必要であり、無免許運転の故意を否認している事案、認知事件であり捜査により無免許運転を立証する事案、免許外無免許及び運転免許の効力のないいわゆる処分中

無免許に係る事案を除く。)、失効免許(無免許運転の認識のない失効免許)に係る道路交通法違反及び仮免許に係る道路交通法違反(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)、自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第973号)、自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和37年法律第145号)違反を含む。)を検挙した場合は、執務時間内にあっては行政処分企画係へ、執務時間外は免許管理課当直へ速報するものとする。

なお、要急登録の速報をしたときは、後日送付する違反報告書の余白に「要急登録済み。」と朱書すること。

3 免許管理課長の措置

免許管理課長は、審査係の警察官を行政処分関係書類点検責任者に指定し、行政処分関係書類の点検及び警察署等の違反等登録票作成責任者に対する指導・教養が十分に行われるよう配意するものとする。

第3 違反等登録

1 違反等登録審査官の指定

免許管理課に、違反等登録審査官(以下「審査官」という。)を置き、同審査官には、警部の階級にある警察官をもって充てるものとする。

2 違反等登録審査

審査官は、警察署長等から送付されてきた行政処分関係書類に係る交通違反及び交通事故が違反等登録の対象になるか否かを審査し、当該交通違反又は交通事故が点数評価の対象となるものであるときは、当該交通違反又は交通事故の事実認定が適正に行われており、かつ、事実の証明が十分であるかについて審査するものとする。この場合において、交通事故を起こした者の不注意の程度の認定は、別表第1の交通事故の不注意の程度の認定基準の「重い」、「軽い」の区分について行うものとする。

3 違反等登録除外

審査官は、行政処分関係書類に係る事案について違反事実の不存在若しくは事実誤認等を認めたとき等は、当該事案を違反等登録から除外するものとする。

また、交通事故に係る事案について別表第2の交通事故に関する登録除外理由に該当する事由があると認めたときは、その理由を違反報告書の所要の欄に付記し、免許管理課長の決裁を受けた上、事故登録から除外するものとする。

4 違反等登録の迅速処理

違反等登録審査は、行政処分関係書類の点検の終了を待って直ちに行い、審査のために違反等登録に遅延を来すことがないようにするものとする。この場合において、違反報告書の記載内容に不備があり、補充調査を必要と認めるときは、明らかに違反等登録除外を相当と認める場合を除き違反等登録をし、当該事案について処分が行われるまでの間において、追加調査や訂正報告書の作成を求めるものとする。

5 違反等登録の決裁

- (1) 違反等登録は、登録除外に関するものを除き、審査官において専決できるものとする。
- (2) 審査官は、(1)により専決した場合には、その取扱い状況を違反等登録日報（別記第1号様式）により、免許管理課長へ報告するものとする。

6 登録除外の特例

他の公安委員会から移送を受けた事案について、処分量定の際に登録変更又は登録除外とすべき事由等を発見したときは、その理由を明らかにして、当該事案の発生地を管轄する都道府県警察に差し戻し、発生地を管轄する都道府県警察に対して登録の変更及び抹消を依頼するものとする。

7 違反等登録を抹消登録する場合における措置等

(1) 行政処分等の調査と是正措置

免許管理課長は、違反等登録を抹消登録した場合において、当該違反等登録から抹消登録までの間の行政処分又は行政指導（以下「行政処分等」という。）の有無を直ちに調査するとともに、当該違反等登録に基づいた行政処分等が認められる場合については、是正措置を迅速かつ確実に講ずるものとする。

(2) 抹消登録の連絡の徹底

免許管理課長は、違反等登録を抹消した場合において、当該違反等登録に係る運転者の住所地が県外の場合は、住所地を管轄する都道府県警察の行政処分担当課長（以下「行政処分担当課長」という。）に対し、抹消登録した旨を電話により速報するものとする。

また、違反等登録に係る住所地が本県であり、他都道府県警察の行政処分担当課から違反等登録を抹消した旨の電話連絡を受けた場合には、(1)の措置を講ずるものとする。

(3) 運転免許を受けていない者への対応

ア 免許管理課長は、免許を受けていない者に係る違反等登録を抹消登録した場合は、当該者による免許の申請や受験資格照会の機会において、当該者に対し、抹消登録前の違反等登録に基づいた行政処分等が行われているおそれがあることを念頭に置き、当該者の住所地管轄の有無を問わず、当該違反等登録から抹消登録までの間における行政処分等の有無を同人に対して確認するなど直ちに調査するとともに、当該行政処分等が認められる場合については、迅速かつ確実な是正措置を講ずるものとする。

イ アにおいて、当該違反等登録に係る者が所在不明になるなど、行政処分等の有無が確認できない場合は、免許管理課長は、全ての都道府県警察の行政処分担当課長に対し、抹消登録された違反等登録に基づく行政処分等に関する調査依頼書（別記第2号様式）により、当該行政処分等の有無に関する調査を依頼し、当該違反等登録、抹消登録、調査依頼等の経過を警察庁交通局

運転免許課行政処分係に報告するものとする。

ウ イに基づく調査依頼を他の都道府県警察から受けたときは、その調査を行うとともに、その結果、抹消前の違反等登録に基づく行政処分等が認められたときは、当該抹消登録した都道府県警察の行政処分担当課長にその旨を回答するとともに、当該行政処分担当課長と緊密に連携し、適切な措置を講ずるものとする。

また、当該抹消登録をした行政処分担当課長は、当該回答及びこれを受けて講じた措置等について、警察庁行政処分係に報告するものとする。

第4 処分量定

1 処分量定の方法

(1) 免許の拒否、保留

ア 新規免許の申請者に係る処分量定は、点数通報を受理した免許管理課において、点数通報の違反歴等が当該免許申請者のものであるかどうかを確認し、その後に計算した当該者の免許停止等の回数、累積点数及び免許取消歴等に基づいて行うものとする。この場合において、通報に係る違反歴等が同一人のものであるかの確認は、点数通報の違反運転者の本籍、住所等の異同によって識別するものとする。

イ 併記免許の申請者に係る処分量定は、運転者管理業務実施要領に定める処分通報又は処分手配通報がある場合には、現に受けている免許の処分を行った公安委員会の処分決定に従い、同一の処分量定をするものとする。

(2) 免許の取消し、停止

点数通報の処分基準該当点数及びその点数に達することとなった違反行為に係る違反報告書に基づいて処分量定を行うものとする。

(3) 自動車等の運転の禁止

国際運転免許証又は外国運転免許証（以下「国際運転免許証等」という。）を所持する者に係る処分量定は、違反等登録の際に違反照会を行い、その回答に係る違反行為が現に行った違反等登録に係るもののみであるときは、当該違反行為について点数計算をし、当該違反等登録のほかに違反歴又は処分の回答があったときは、国籍及び住所等によって、当該違反歴等が同一人のものであるかどうかを確かめた後に、免許の停止等の回数及び累積点数を計算し、その計算した内容及び免許取消歴等に応じて次の措置を講ずるものとする。

ア 処分基準点数に該当するとき

(ア) 国際運転免許証等を所持する者の住所地が本県であり、違反等登録の結果、処分基準点数に達することとなったときは、処分基準該当点数及び当該点数に達することとなった違反行為に係る行政処分関係書類に基づいて処分量定をするものとする。

(イ) 国際運転免許証等を所持する者の住所地が、他の公安委員会の管轄区域

内にあるときは、点数通報書の所要の欄に計算した点数を付記して、当該被処分者の住所地を管轄する公安委員会に処分事案を移送を行うものとする。

イ 処分基準点数に該当しないとき

当該違反行為に係る行政処分関係書類を保存すること。

2 処分量定の特例及び軽減の基準

運転免許の効力の停止等の処分量定の特例及び軽減の基準については、「運転免許の効力の停止等の処分量定の特例及び軽減の基準について」（令和元年10月11日付け警察庁丁運発第128号）に準拠するものとする。

3 処分量定上の留意事項

処分基準点数に達することとなった違反行為が交通事故であるときは、次の点に留意して処分量定を行うものとする。

- (1) 当該事故登録の後において点数評価に関する事項に変更を要すべき新たな事情が生じていないか否かを調べ、当該事情がある場合には、処分量定をする者において再度点数計算を行い、その結果に基づいて処分量定をすること。
- (2) 当該交通事故が別表第1の交通事故の不注意の程度の認定基準の「軽い」に該当するものである場合には、同表の交通事故の不注意の程度「軽い」の細目区分についてその程度を認定し、当該事故が「小」に該当すると認めたときは、その内容が処分軽減を相当とするものであるかどうかを審査すること。

4 処分量定に関する事務の決裁

処分量定に関する事務の決裁は、事案の内容が定型的なものについては一括して決裁を受け、重要又は異例なものにあつては、個別に決裁を受けるものとする。

第5 処分決定等

1 意見の聴取、聴聞及び弁明の機会の付与について

意見の聴取等は、法及び行政手続法並びに道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第27号）の関係規定に従い行うものとする。

2 処分決定の決裁

- (1) 免許の取消し処分（事後取消し処分を含む。）、拒否処分及び自動車等の運転の禁止に関する処分については、公安委員会の審議を経て処分決定を行うこと。
- (2) 免許の保留及び免許の効力の停止

法第114条の2において警察本部長に委任されている免許の保留及び免許の効力の停止に関する処分については、「運転免許の行政処分事務の専決に関する訓令」（昭42年鹿児島県警察本部訓令第19号）の規定に基づき、免許管理課長の専決によるものとする。

3 処分決定通知

意見の聴取等を終え処分決定した当該取消処分に係る者及び当該停止処分に係る者で、処分決定後に住所地が異なる公安委員会管轄であることが判明したときは、変更後の住所地管轄公安委員会に別記第3号様式の処分決定通知書を送付して通知するものとする。

第6 処分の移送等

1 処分移送通知書に関する事務

- (1) 法第103条第3項（法第107条の5第9項において準用する場合も含む。）に係る処分移送通知書は、別記第4号様式、同第5号様式の処分移送通知書を送付して通知するものとし、当該処分移送に係る事案の事実の証明に必要な次に掲げる書類等の一部又は全部を添付して行うものとする。

ア 交通違反の場合

- (ア) 点数通報書及び行政処分関係書類
- (イ) 酒酔い・酒気帯び鑑識カード及び速度測定記録の写し
- (ウ) その他違反事実の証明に必要な資料

イ 交通事故の場合

- (ア) 点数通報書及び行政処分関係書類
 - (イ) 実況見分調書の写し
 - (ウ) 供述調書（被疑者、被害者又は参考人）の写し
 - (エ) 酒酔い・酒気帯び鑑識カードの写し
 - (オ) その他違反事実の証明に必要な資料
- (2) 処分移送通知書に添付する関係書類等は、事前にその内容を審査し、所要の整理をしたものを送付するものとする。

2 処分事案又は違反者講習該当事案の移送

- (1) 本県以外に住所地を有する者の処分事案を発見し移送するときは、行政処分関係書類の送付について（別記第6号様式）によって行うものとする。
- (2) 本県以外に住所地を有する違反者講習該当事案を発見し移送するときは、違反者講習関係書類の送付について（別記第7号様式）によって行うものとする。
- (3) 1の(1)及び(2)の事案の事実の証明に必要な添付書類等については、上記処分事案又は違反者講習該当事案の移送について準用するものとする。
- (4) 仮停止をした事案に係る行政処分関係書類は、仮停止をした警察署長等において直接送付するものとする。

第7 処分の執行

1 処分書等の様式

府令の別記様式第13の3の処分通知書にあつては、別記第8号様式及び別記第9号様式、府令の別記様式第13の4の処分通知書にあつては、別記第10号様式及び別記第11号様式、府令の別記様式第19の3の3の処分書にあつては、別記第12号様式及び別記第13号様式、府令の別記様式第22の6にあつては、別記第14号様式

式の処分書とする。

なお、道路交通に関する条約附属書 9 の国際運転免許証及び外国運転免許証に係る府令の別記様式第22の 5 の運転禁止処分票は、別記第15号様式とする。

2 関係事務の集中処理

処分書等の交付に関する事務は、原則として免許管理課において集中的に処理し、出頭に応じない者又は所在不明となるおそれのある者等に対する処分書等の交付については、被処分者の住所地又は居所を管轄する警察署長が行うものとする。

3 迅速な出頭通知及び処分執行

(1) 免許停止処分（90日未満の免許停止処分）

行政処分執行のための出頭通知は、免許管理課において停止処分者講習の日に併せて通知をして処分書等の交付を行い、不出頭者については、行政処分執行指示に基づき警察署において出頭通知をして処分書等の交付を行うものとする。

(2) 免許停止処分（90日以上 of 免許停止処分）又は取消処分

法の規定に基づく意見の聴取又は聴聞に出席した者にあつては、処分決定後に原則として同日、処分書等を交付するものとし、欠席者で処分が決定した者については、行政処分執行指示に基づき、警察署において出頭通知を行い処分書等を交付するものとする。

4 確実な処分執行

(1) 取消し、停止及び運転禁止処分の執行にあたっては、処分書等の記載内容について記載漏れ又は記載誤りがないかを確認するものとする。

(2) 処分書等の交付は、あらかじめ口頭で処分内容を告知した上で行うものとする。この際、告知を受けた者に対して、無免許運転の防止について、必ず指導すること。

また、当該者が免許証を有する者であるときは免許証を返納（提出）させ、マイナ免許証を有する者であるときはマイナ免許証を提示させ当該マイナ免許証に係る免許情報記録を抹消すること。

(3) 処分書等を交付する際は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条に定める不利益処分に対する不服申立てに関する手続を別記第16号様式の書面で教示すること。

なお、同書面内容を処分書等の裏面等に付記の上、教示することができるものとする。

(4) (2)の口頭による告知の際に、告知を受けた者から処分理由について、誤りがある旨の申立てがあつた場合の措置

ア 過去の違反行為について、その不存在を理由とする申立てである場合

(ア) その者が、免許を受けている者である場合には、架空の事実について違

反等登録がなされていることはあり得ない旨を説明するものとする。ただし、申立ての内容に真実性があるときは、人的同一性の有無を再調査した後に処分書等を交付するものとする。

- (イ) その者が免許を受けていない者又は国際運転免許証等を所持する者であるときは、違反照会の結果、回答された違反行為が、生年月日、性別、氏名コード、本籍（国籍）、住所等が一致したときであっても、なお、同名異人の違反行為である可能性があることを考慮して、人的同一性の確認をした後、処分書等を交付するものとする。

イ 過去に行われた違反行為の発生日又は違反名の誤りに関する申立てである場合

申立てが、違反行為の年月日、違反名等について具体的内容に関するものであり、かつ、その内容に信頼性が認められる場合に限り、一時、処分書等の交付を見合わせ、当該違反行為に係る行政処分関係書類の送付を受け、事実を再確認した後、処分書等を交付するものとする。

ウ 違反行為の刑事処分の不起訴又は無罪等を理由とする申立てである場合

当該申立ての内容に相当の理由があり、違反等登録の内容に事実誤認のおそれが認められる場合に限り、一時、処分書等の交付を見合わせ、改めて審査するものとする。

5 処分執行通知

- (1) 公安委員会において処分決定を行った後、当該処分決定に係る者の住所を管轄する公安委員会が異なる場合で、同人に対して処分を執行したときは、住所を管轄する公安委員会に、別記第17号様式の処分執行通知書を送付して通知すること。

- (2) 公安委員会において処分決定を行った後、当該処分決定に係る者の住所を管轄する公安委員会が異なる場合で、第8の1の処分執行依頼をしたときは、当該処分執行依頼を受けた公安委員会から第8の2に定める別記第21号様式の執行依頼処分通知書の送付を受けた後に、当該行政処分に係る者の住所を管轄する公安委員会に処分執行通知書を送付すること。

6 停止期間満了又は停止処分解除時の措置

- (1) 処分を受けた者（以下「当該者」という。）が、処分執行時に免許証のみを有する者であった場合

ア 当該者が免許証の返還のみを希望した場合

当該者に対して免許証を返還すること。

イ 当該者が免許証の返還及び特定免許情報の記録を希望した場合

当該者に対して免許証を返還するとともに、その者から特定免許情報記録申請書（道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。）別記様式第17条の2）の提出及びマイナンバーカードの提示を受けて、

当該マイナンバーカードにその者に係る特定免許情報を記録すること。

ウ 当該者が特定免許情報の記録と免許証の返納を希望した場合

当該者から免許証を返納する旨が記載された特定免許情報記録申請書の提出及びマイナンバーカードの提示を受けて、当該マイナンバーカードにその者に係る特定免許情報を記録すること。

(2) 処分を受けた者が、処分執行時に免許証及びマイナ免許証を有する者であった場合

ア 当該者が免許証の返還のみを希望した場合

(1)アのとおり。

また、免許証の返還の際には、特定免許情報記録手数料が免除される者から誤って手数料を徴収すること（以下「特定免許情報記録手数料の誤徴収」という。）のないよう(4)イ(イ)の措置を行うことを徹底すること。

イ 当該者が免許証の返還及び特定免許情報の記録を希望した場合

(1)イのとおり。

ウ 当該者が特定免許情報の記録と免許証の返納を希望した場合

(1)ウのとおり。

(3) 当該者が、処分執行時にマイナ免許証のみを有する者であった場合

ア 当該者が特定免許情報の記録のみを希望した場合

当該者から特定免許情報記録申請書の提出及びマイナンバーカードの提示を受けて、当該マイナンバーカードにその者に係る特定免許情報を記録すること。

イ 当該者が特定免許情報の記録及び免許証の交付を希望した場合

当該者から免許証の交付を受ける旨が記載された特定免許情報記録申請書の提出及びマイナンバーカードの提示を受けて、当該マイナンバーカードにその者に係る特定免許情報を記録すること。

ウ 当該者が免許証の交付のみを希望した場合

当該者から運転免許証交付申請書（D4-1 府令別記様式第17の5）の提出を受けて、免許証を交付すること。

また、免許証の交付の際には、特定免許情報記録手数料の誤徴収の絶無のため(4)イ(イ)の措置を行うことを徹底すること。

(4) 特定免許情報記録手数料の取扱いについて

ア 特定免許情報記録手数料が免除される者

停止処分に伴って免許情報記録の抹消を受け、停止期間の満了又は停止処分の解除の後に初めて特定免許情報の記録を受ける者であって、次のいずれにも該当しないもの（以下「初回の特定免許情報の記録に該当する者」という。）については、特定免許情報記録手数料を徴収しないとされていること（法第112条第1項第4号の2及び令第43条第4項第1号）に留意すること。

(7) 当該抹消された免許情報記録に係る免許の効力の停止の期間が満了し、又は当該免許の効力の停止が解除された後に、免許証等の更新を受け、又は当該免許以外の免許（仮運転免許を除く。）が与えられた者

(4) 法第92条第1項又は第101条の4の2第1項の規定による免許証（仮運転免許に係るものを除く。）の交付を受けようとする際に特定免許情報の記録申請をした者

イ 手数料の誤徴収の絶無に向けた措置

(7) 処分執行時の教示事項

初回の特定免許情報の記録に該当する者を把握し、特定免許情報記録手数料の誤徴収を防止するために、当該者が停止処分に伴って免許情報記録の抹消を受けた者である場合は、処分執行時にその者に対して「停止期間満了及び停止処分の解除に際して、特定免許情報の記録をするためには、有効なマイナンバーカードが必要である。」旨を教示すること。

(4) 当該者が初回の特定免許情報の記録を受けなかった場合の措置

当該者が停止期間の満了又は停止処分の解除に際して、マイナンバーカードの紛失等の事情により、初回の特定免許情報の記録を受けないまま、免許証の還付又は新たに免許証の交付を受けた場合（(2)ア及び(3)ウ）は、初回の特定免許情報の記録に該当する者を把握し特定免許情報記録手数料の誤徴収を防止するために、以下の措置を講じること。

a 返還又は新たに交付する免許証の裏面に

「特定免許情報記録が未了 令和●年●月●日鹿児島県公安委員会」と記載する。

b 当該者を把握するために、運転者管理業務実施細則に定める違反外手配登録（資料区分95、事案名コード993：その他手配）を行うとともに、初回の特定免許情報記録未両者名簿を作成（電子データ可）し、当該者が特定免許情報を記録又は免許証等の更新等を行い、特定免許情報記録手数料の免除の対象外となるまで管理する。

なお、当該者が特定免許情報記録手数料の免除の対象外となった場合は、確実に手配登録を解除するとともに、初回の特定免許情報記録未了者名簿にその状況を記載すること。

また、当該者が転出により、手配登録を行った公安委員会（以下「手配公安委員会」という。）と別の公安委員会において、特定免許情報を記録又は免許証等の更新等を行い、特定免許情報記録手数料の免除の対象外となった場合には、転出先の公安委員会から、手配公安委員会へ連絡し、手配公安委員会において手配登録の解除を行うとともに、初回の特定免許情報記録未両者名簿にその状況を記載すること。

(5) 免許証交付手数料の徴収について

(3) イ又はウの場合において免許証を交付する場合は、免許証交付手数料を徴収すること。

第8 処分執行依頼

1 処分執行依頼

- (1) 処分決定を行った後、当該処分決定に係る者の住所地を管轄する公安委員会が異なることが判明し、当該住居地を管轄する公安委員会に処分執行依頼を行う場合は、別記第18号様式の県外処分手配（通知）簿に必要事項を記載の上、別記第19号様式の処分執行依頼書に、行政処分に係る者に交付する処分書等（不服申立てに関する手続きが記載された処分書等）並びに当該処分に係る運転者管理業務細則に定める「違反事故処分・短縮・手配等登録票」（資料区分、処分登録公安委員会コード（警察署コード）、処分年月日及び処分短縮以外のコードを記載したもの。）の写しを添付して行うものとする。

- (2) 処分決定通知とともに、処分執行依頼を行う場合は、別記第20号様式の「処分決定通知・処分執行依頼書」により行うことができるものとする。

なお、公安委員会において処分決定した後、当該処分決定に係る者の住所地を管轄する公安委員会が異なり、かつ、同人の居所が同住所地と異なる場合で、居所を管轄する公安委員会に処分執行を依頼するときには、被処分者の住所地を管轄する公安委員会に第5の3の処分決定通知書を送付し、居所を管轄する公安委員会に前記処分執行依頼書を送付すること。

2 処分執行依頼を受けた場合の措置

- (1) 行政処分に係る者に対し処分書等を交付する場合は、第7の3及び4に準じて行うものとする。

なお、当該者が処分執行時にマイナ免許証を有する者である場合の停止処分に伴う免許情報記録の抹消については、処分執行依頼を受けた都道府県警察において行うこととする。

- (2) 処分執行依頼を受け、行政処分に係る者に対し処分書等を交付したときは、返納（提出）された免許証（当該者が処分執行時に免許証を有する者である場合に限る。）とともに、別記第21号様式の執行依頼処分通知書に当該行政処分に係る者の処分書等の写し等を添付して、処分執行依頼をした当該都道府県警察に送付するものとする。ただし、停止処分を行った場合で免許証の返還に関し、本県において返還することが妥当と認める場合は、処分執行依頼した都道府県警察と協議の上、当該免許証の送付は要しないものとする。

- (3) 当該者が処分執行依頼を受けた都道府県警察において停止処分に伴う免許情報記録の抹消を受けている場合であって、停止期間の満了又は停止処分の解除に際してマイナンバーカードへの特定免許情報の記録を希望したときは、当該都道府県警察において特定免許情報の記録（初回の特定免許情報の記録に限る。）ができるものとする。この場合において、当該者が処分執行時に免許証

及びマイナ免許証を有していた場合は、免許証の返還を処分執行依頼を受けた都道府県警察において行う場合に限り、当該都道府県警察において特定免許情報の記録ができるものとし、かつ、当該特定免許情報の記録は免許証の返還と同一機会に限るものとする。

第9 処分登録等

1 処分登録

処分登録は、原則として処分書等を交付した日に行うものとする。

なお、処分執行依頼を行った場合で、当該都道府県公安委員会において処分書等を交付して処分を執行し、その執行依頼処分通知書を受理したときは、処分登録の有無を確認の上、県外処分手配(通知)簿にその経過を明らかにしておくこと。

2 処分猶予登録

- (1) 処分猶予登録は、免許管理課長の決裁を受けた後でなければ行ってはならないものとする。
- (2) 免許管理課長の決裁は、違反等登録票の欄外に「処分猶予」と朱書し、所定の決裁欄に決裁印を押印するものとする。

3 処分手配登録

(1) 処分執行依頼に係る事案

処分執行依頼を行うときは、処分手配登録をした後、処分執行依頼書等を送付するものとする。

(2) 違反者講習に係る事案

違反者講習通知を行った者で、違反者講習を受講せずに所在不明と認めた者について行うものとする。

(3) その他の事案

(1)以外の事案の処分手配登録は、おおむね次に掲げる者について行うものとする。

ア 1 回目の出頭通知において所在不明と認めた者

イ 免許停止処分30日にあつては3回通知し出頭に応じなかった者、免許停止処分60日にあつては2回通知し出頭に応じなかった者、免許停止処分90日以上又は取消処分にあつては、法の規定に基づく意見の聴取又は聴聞を欠席し処分が決定した者

ウ その他免許管理課長が処分手配登録を必要と認めた者

4 処分短縮登録

- (1) 処分短縮登録は、原則として処分短縮を決定した日に行うものとする。
- (2) 40日未満の免許停止等を受けた者に係る処分短縮登録は、当該処分登録の際に併せて行うものとする。
- (3) 本県以外の都道府県警察において処分を受けた後、本県において処分者講習を受けたい旨の申出があった場合の当該処分短縮登録は、次により行うものと

する。

ア 講習を申し出た者から、処分書等の提示を求めて処分事実を確認する。

イ 住所変更について免許証記載事項変更届の手續を行わせること。

ウ 処分執行した都道府県警察に連絡して、違反事故処分・短縮・手配等登録票の作成に必要な事項を確認すること。

エ 処分の短縮を決定したときは、ウによって作成した違反事故処分・短縮・手配等登録票によって短縮登録を行うこと。

第10 その他

1 点数制度の広報

(1) 更新時講習、交通関係の講習会等の機会を通じて、点数制度に関する広報資料等を配布するなど、点数制度の周知に努めるものとする。

(2) 点数制度に関する質問に対しては、適正な応答ができるよう日頃から警察官等に対する指導・教養を徹底しておくものとする。

なお、原則として、交通事故を起こした運転者からの当該交通事故の点数に関する質問に対しては、後日、処分に係る通知又は警告通知がなされる場合がある旨を教示するとともに、法令違反をした運転者に対しては、当該違反の基礎点数のみの教示にとどめるものとし、警察官等において計算した点数を教示することがないようにするものとする。

2 処分を免れている者に対する執行の確保

処分手配該当者を発見したときは、当該都道府県警察の事案はもちろん、他の都道府県警察の事案についても関係都道府県警察相互の緊密な協力によって、その執行の確保に努めるものとする。

また、法第104条の3第2項の出頭命令の制度を活用するものとする。

3 処分を受けている者の無免許運転の防止

行政処分を受け、欠格期間中の者に対しては、警察官等による計画的な監視及び指導を行うこと。

別表第1（第3の2関係）

不注意の程度の区分		認 定 基 準	
区分内容	区分略号		
交通事故が専ら当該違反行為をした者の不注意によって発生したものである場合	重 い	当該違反行為をした者の不注意以外に交通事故の原因となるべき事由がないとき、又は他に交通事故の原因となるべき理由がある場合において、その原因が当該交通事故の未然防止及び被害の拡大の抑止に影響を与える程度のものでないとき。	
上欄に規定する場合以外の場合	軽	大	当該交通事故が当該違反行為をした者の不注意及びその他の事由の競合によって発生したものである場合であつて、交通事故の主たる原因が、当該違反行為をした者の不注意によるものであるとき、又は当該違反行為をした者の不注意とその他の事由が交通事故の原因として等しいものであるとき。
	い	小	大以外の場合

備 考

- 1 「その他の事由」とは、当該違反行為をした者以外の者の不注意又はそれ以外の事由をいう。
- 2 「主たる原因が、当該違反行為をした者の不注意によるものであるとき」とは、当該交通事故発生の直接的原因が、当該違反行為をした者の不注意である場合又は当該交通事故における結果予見及び結果回避の客観的可能性の程度が、明らかに当該違反行為をした者において高いと認められる場合をいう。
- 3 特定違反行為の種別のうち、「運転殺人等又は危険運転致死等」、「運転傷害等（治療期間3月以上又は後遺障害）又は危険運転致傷等（治療期間3月以上又は後遺障害）」、「運転傷害等（治療期間30日以上）又は危険運転致傷等（治療期間30日以上）」、「運転傷害等（治療期間15日以上）又は危険運転致傷等（治療期間15日以上）」又は「運転傷害等（治療期間15日未満又は建造物損壊）及び危険運転致傷等（治療期間15日未満）」については、不注意の程度の区分は「交通事故が専ら当該違反行為をした者の不注意によって発生したものである場合」に該当することとなる。

別表第2（第3の3関係）

交通事故に関する登録除外理由

- 1 交通事故が不可抗力によって起きたものである場合（当該交通事故の際の具体的事情から判断して、結果予見及び結果回避の可能性がなく、事故防止の期待可能性がない場合をいう。）
- 2 違反行為をした者の不注意の程度が極めて軽微であり、かつ、当該交通事故の際の具体的事情において、その者に結果予見及び結果回避を期待することが困難であったと認められる場合（違反行為をし、よって交通事故を起こしたと認められる場合であっても、当該違反行為をした者がその結果を予見することが困難であったと認められる場合であって、かつ、当該違反行為をした者に対し、危険に際しての結果回避行為に出ること、又はその行為に出たとしても結果回避を期待することは困難であったことが認められる場合をいう。）

別記

第1号様式（第3の5の(2)関係）

違 反 等 登 録 日 報 年 月 日 登録審査官 ㊟						
審査事項	登録件数		登録除外			再調査 下 命
	点検合格	内容訂正	事実誤認	除外理由	その他	
違反登録						
事故登録						
(備考)						

第2号様式（第3の7の(3)のイ関係）

鹿児島管第 号

年 月 日

各都道府県警察本部

行政処分担当課長 殿

鹿児島県警察本部

交通部免許管理課長

抹消登録された違反等登録に基づく行政処分等に関する調査依頼書

下記の者は、運転免許を受けておらず、かつ、所在不明等であるが、同人に係る違反等登録を抹消登録したことから、当該違反等登録から抹消登録までの間の同人による運転免許申請や受験相談の機会において、抹消登録前の違反等登録に基づく行政処分又は行政指導を貴都道府県警察で行った事実の有無について調査していただき、当該事実が認められたときは、下記担当者宛てに電話で回答願います。

記

氏名（ふりがな）	()
統一氏名	
生年月日（※）	年 月 日生（ 歳）
性 別（※）	男 ・ 女
住 所	
抹消種別（※）	訂正抹消 ・ 完全抹消
違反等登録日 （事案名）	年 月 日 ()
抹消登録日 （事案名）	年 月 日 ()
その他調査をする上で必要と認められる事項	

※ 選択項目については、該当する項目に○を付すこと。

担当者：係名

氏名

警察電話

第3号様式（第5の3関係）

鹿公委免管第 号
年 月 日

公安委員会 殿

鹿児島県公安委員会

処 分 決 定 通 知 書

当公安委員会は、貴公安委員会の管轄区域内に住所を有する下記の者に対し、下記の処分を決定したので通知する。

記

住	所			
氏	名			
運 転 免 許 の 種 類				
国際運転免許証で運転することができる自動車等の種類				
処 分 決 定 日		年 月 日		
処 分 理 由	違反行為の発生日	違反行為の種類等		点数
過去3年以内における前歴の有無及び回数	有	回	累積点数	点
	無			
過去5年以内における取消歴等の有無		有		無
処 分 内 容				
備 考				

備考：用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

処 分 移 送 通 知 書

年 月 日

公安委員会 殿

鹿児島県公安委員会 印

道路交通法第103条第3項

道路交通法第104条の2の3第5項において準用する第103条第3項の規定に

道路交通法第104条の2の3第8項において準用する第103条第3項

より、下記の者について処分移送通知書を送付する。

住 所	
氏 名	
免許証の番号	第 号 年 月 日 鹿児島県公安委員会 交付
免許情報記録の番号	第 号 年 月 日 鹿児島県公安委員会 記録等
免許の種類	
理 由	☐ 道路交通法第103条第1項 ☐ 第5号に該当 ☐ 第6号に該当 ☐ 第7号に該当 ☐ 第8号に該当 ☐ 道路交通法第103条第2項 ☐ 第1号に該当 ☐ 第2号に該当 ☐ 第3号に該当 ☐ 第4号に該当 ☐ 第5号に該当
備 考	添付書類 ☐ 点数通報書 ☐ 行政処分関係書類 ☐ 実況見分調書の写し ☐ 供述調書の写し（ ☐ 被疑者 ☐ 被害者 ☐ 参考人） ☐ 酒酔い・酒気帯び鑑識カードの写し ☐ 速度測定記録の写し ☐ その他違反事実の証明に必要な資料

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番又は縦25センチメートル、横12センチメートルとする。

処 分 移 送 通 知 書

年 月 日

公安委員会 殿

鹿児島県公安委員会 印

道路交通法第107条の5第9項において準用する第103条第3項の規定により、下記の者について処分移送通知書を送付する。

本 邦 に お け る 住 所	
氏 名	
国際運転免許証等の番号	第 号 年 月 日
運転することができる 自動車等の種類	
理 由	☐ 道路交通法第107条の5第1項 ☐ 第1号に該当 ☐ 第2号に該当 ☐ 道路交通法第107条の5第2項 ☐ 第1号に該当 ☐ 第2号に該当 ☐ 第3号に該当 ☐ 第4号に該当
備 考	添付書類 ☐ 点数通報書 ☐ 行政処分関係書類 ☐ 実況見分調書の写し ☐ 供述調書の写し（ ☐ 被疑者 ☐ 被害者 ☐ 参考人） ☐ 酒酔い・酒気帯び鑑識カードの写し ☐ その他違反事実の証明に必要な資料

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番又は縦25センチメートル、横12センチメートルとする。

第6号様式（第6の2の(1)関係）

鹿公委免管第 号

年 月 日

公安委員会 殿

鹿児島県公安委員会

行政処分関係書類の送付について

次の者は、貴公安委員会管轄区域内に住所を有するものであるが、当公安委員会において行政処分を要すると認められる事実を発見したので、当該事実に係る関係書類を送付する。

呼 び 名 氏 名	住 所

第7号様式（第6の2の(2)関係）

鹿公委免管第 号

年 月 日

公安委員会 殿

鹿児島県公安委員会

違反者講習関係書類の送付について

次の者は、貴公安委員会管轄区域内に住所を有するものであるが、当公安委員会において違反者講習を要すると認められる事実を発見したので、当該事実に係る関係書類を送付する。

呼 び 名 氏 名	住 所

第8号様式（第7の1関係）

運転免許 拒否 処分通知書
~~保留~~

整理番号
 第 号

下記の理由により、 年 月 日 付けであなたから申請のあった免許を 与えないこととし、 年 月 日 から 年 月 日 まで
~~から~~ ~~まで保留した~~

の間を免許を受けることができない期間として指定したので通知します。

年 月 日

鹿児島県公安委員会 印

住 所			
氏 名			
申請に係る 免許の種類			
理 由	(処分の根拠法条) 道路交通法第90条第 1 項ただし書該当		
	(処分理由)		
	違反行為等の発生年月日	違反行為等の種別	点数
			点
			点
			点
			点
			点
			点
	過去3年以内における 前歴の有無及び回数	有 無	回
過去5年以内における 取消歴等の有無	有 無		点

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番又は縦25センチメートル、横12センチメートルとする。

第9号様式（第7の1関係）

運転免許 ~~拒否~~ 処分通知書
保留

整理番号
第 号

下記の理由により、 年 月 日 付けであなたから申請のあった免

許を ~~与えないこととし、~~ から ~~まで~~
年 月 日 から 年 月 日 まで保留した

~~の間を免許を受けることができない期間として指定した~~
ので通知します。

年 月 日

鹿児島県警察本部長 印

住 所			
氏 名			
申請に係る 免許の種類			
理 由	(処分の根拠法条) 道路交通法第90条第 1 項ただし書該当		
	(処分理由)		
	違反行為等の発生日	違反行為等の種別	点数
			点
			点
			点
			点
			点
			点
	過去3年以内における 前歴の有無及び回数	有 無 回	累積点数
過去5年以内における 取消歴等の有無	有 無		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番又は縦25センチメートル、横12センチメートルとする。

運 転 免 許 保 留 期 間 短 縮 通 知		講習実施 責任者印
講習を終了したことにより、上記の期間を 日間短縮し、 年 月 日までの保留としたので通知します。 年 月 日 鹿児島県警察本部長		
※ 免許証は、 年 月 日以降に 交付します。 この処分書と印鑑、および交付手数料 円を持参してください。		

第10号様式（第7の1関係）

取 消
運 転 免 許 停 止 処 分 通 知 書

整 理 番 号
第 号

下記の理由により、あなたの免許を取り消し、
の効力を 年 月 日
から 間を免許を受けることができない期間として指定した
の間を免許を受けることができない期間として指定した ので

通知します。したがって、あなたに対する処分の満了日は、
の仮停止の期間の間を免許を受けることができない期間として 年 月 日

年 月 日
鹿児島県公安委員会 印

住 所			
氏 名			
免許証の番号	第 号	年 月 日	交付
免許情報記録の番号	第 号	年 月 日	記録等
免許の種類			
理 由	(処分の根拠法条)		
	(処分理由)		
	違反行為等の発生日	違反行為等の種別	点数
			点
			点
			点
			点
			点
			点
	過去3年以内における前歴の有無及び回数	有 無	累積点数
過去5年以内における取消歴等の有無	有 ・ 無		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番又は縦25センチメートル、横12センチメートルとする。

~~取消~~
運転免許停止処分通知書

整理番号
第 号

下記の理由により、あなたの免許 ~~を取り消し、~~ 年 月 日
の効力を
から ~~間を免許を受けることができない期間として指定した~~ ので
日間停止した

通知します。したがって、あなたに対する処分の満了日は、~~免許の効力~~
の仮停止の期間 日間を通算して 年 月 日 となります。

年 月 日

鹿児島県警察本部長 印

住 所			
氏 名			
免許証の番号	第 号	年 月 日	交付
免許情報記録の番号	第 号	年 月 日	記録等
免許の種類			
理 由	(処分の根拠法条)		
	(処分理由)		
	違反行為等の発生日	違反行為等の種別	点数
			点
			点
			点
			点
			点
			点
	過去3年以内における 前歴の有無及び回数	有 回 無	累積点数
過去5年以内における 取消歴等の有無	有 ・ 無		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番又は縦25センチメートル、横12センチメートルとする。

運 転 免 許 停 止 期 間 短 縮 通 知 講習を終了したことにより、上記の期間を 日間短縮し、 年 月 日までの停止としたので通知します。 年 月 日 鹿児島県警察本部長	講習実施 責任者印
※ 免許証は、 年 月 日以降にこの運転免許停止処分書と印鑑を持参して、住所地を管轄する警察署で受領してください。	

第12号様式（第7の1関係）

運転免許 ~~取 消~~ 処分書
~~停止~~

整 理 番 号
第 号

下記の理由により、あなたの免許を取り消し、
の効力を
年 月 日
から 間を免許を受けることができない期間として指定し
50000日間停止し ます。

したがって、あなたに対する処分満了日は、

年 月 日 となります。

年 月 日

鹿児島県公安委員会 印

住 所				
氏 名				
免許証の番号	第 号	年 月 日	交付	
免許情報記録の番号	第 号	年 月 日	記録等	
免許の種類				
処 分 理 由	(処分の根拠法条)			
	違反行為等の発生日	違反行為等の種別	点数	
			点	
			点	
			点	
			点	
			点	
			点	
	過去3年以内における前歴の有無及び回数	有 無 回	累積点数	点
	過去5年以内における取消歴等の有無	有 無		

第13号様式（第7の1関係）

運転免許 ~~取~~ ~~止~~ 処分書

整理番号
第 号

下記の理由により、あなたの免許 ~~を取り消し、~~ 年 月 日
の効力を
から ~~間を免許を受けることができない期間として指定し~~ ます。
日間停止し

したがって、あなたに対する処分満了日は、

年 月 日 となります。

年 月 日

鹿児島県警察本部長 印

住 所				
氏 名				
免許証の番号	第 号	年 月 日	交付	
免許情報記録の番号	第 号	年 月 日	記録等	
免許の種類				
処分理由	(処分の根拠法条)			
	違反行為等の発生日	違反行為等の種別	点数	
			点	
			点	
			点	
			点	
			点	
			点	
	過去3年以内における前歴の有無及び回数	有 無 回	累積点数	点
	過去5年以内における取消歴等の有無	有 無		

運転免許停止期間短縮通知

講習を終了したことにより、上記の期間を 日間短縮し、
年 月 日までの停止としたので通知します。

年 月 日 鹿児島県警察本部長

講習実施責任者印

※ 免許証は、年 月 日以降にこの運転免許停止処分書を持参して、
住所地を管轄する警察署で受領してください。

自動車等の運転禁止処分書

下記の理由により、あなたの自動車等の運転を 年 月 日 から 年 月 日 まで（ 日間）、ただし、自動車等の運転の仮禁止の期間 2X 日間を前記処分の期間に通算し、 年 月 日 まで（ 日間）禁止します。

年 月 日

鹿児島県公安委員会 印

本邦における住所			
氏名			
国際運転免許等の証番号	第 号	年 月 日	
運転することができる自動車等の種類			
理由	(処分の根拠法条) 道路交通法第107条の5第 項第 号		
	(処分理由)		
	違反行為等の発生日	違反行為等の種別	点数
			点
			点
			点
			点
			点
			点
			点
過去3年以内における前歴の有無及び回数	有 無	回	累積点数
過去5年以内における取消歴等の有無	有 ・ 無		点

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番又は縦25センチメートル、横12センチメートルとする。

運 転 禁 止 処 分 票

この国際運転免許証の所持者は、日本国内における自動車等の運転を次の期間次の理由により禁止された。

期 間	
理 由	

年 月 日

鹿児島県公安委員会 印

教 示 事 項

1 この処分に不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定に基づき、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に鹿児島県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求ができなくなります。

2 この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定に基づき、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に鹿児島県を被告として（訴訟において鹿児島県を代表する者は鹿児島県公安委員会となります。）提起することができます。

なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から1年を経過したときは、提起することができなくなります。

ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

第17号様式（第7の5の(1)関係）

鹿公委免管第 号
年 月 日

公安委員会 殿

鹿児島県公安委員会 印

処 分 執 行 通 知 書

当公安委員会は、貴公安委員会の管轄区域内に住所を有する下記の者に対し、下記の処分を執行したので通知する。

記

住	所			
氏	名			
運 転 免 許 の 種 類				
国際運転免許証で運転することができる自動車等の種類				
処 分 執 行 日		年 月 日		
処 分 理 由	違反行為の発生日	違反行為の種類等		点 数
				点
				点
				点
				点
				点
				点
由	過去3年以内における前歴の有無及び回数	有 無	回	累 積 点 数
	過去5年以内における取消歴等の有無	有 無		点
処 分 内 容				
備 考				

備考：用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

県外処分手配(通知)簿

手配年月日		指令(手配)番号	氏名	処分日数	移送都府県	住	所	備考(処分、返送、その他、処理状況)	削除
移送番号	日								
第	月	日	年 月 日生	日				年 月 日 で処分	
第	月	日	年 月 日生	日				年 月 日 で処分	
第	月	日	年 月 日生	日				年 月 日 で処分	
第	月	日	年 月 日生	日				年 月 日 で処分	
第	月	日	年 月 日生	日				年 月 日 で処分	
第	月	日	年 月 日生	日				年 月 日 で処分	
第	月	日	年 月 日生	日				年 月 日 で処分	
第	月	日	年 月 日生	日				年 月 日 で処分	
第	月	日	年 月 日生	日				年 月 日 で処分	
第	月	日	年 月 日生	日				年 月 日 で処分	
第	月	日	年 月 日生	日				年 月 日 で処分	

第19号様式（第8の1関係）

鹿公委免管第 号

年 月 日

公安委員会 殿

鹿児島県公安委員会

処分執行依頼書

住 所（居所）

氏 名

上記の者は、当公安委員会において処分決定を行った者であるが、貴公安委員会の管轄区域内に住所を有する（居住している）者であることが判明したので、行政処分の執行を依頼する。

公安委員会 殿

鹿児島県公安委員会 印

処 分 決 定 通 知 ・ 処 分 執 行 依 頼 書

当公安委員会は、貴公安委員会の管轄区域内に住所を有する下記の者に対し、下記の処分を決定したので通知する。

また、下記の者は、貴公安委員会の管轄区域内に住所を有する（居住している）者であることが判明したので、行政処分の執行を依頼する。

記

住	所			
氏	名			
運 転 免 許 の 種 類				
国際運転免許証で運転することができる自動車等の種類				
処 分 決 定 日				
処 分 理 由	違反行為の発生日	違反行為の種別等		点 数
				点
				点
				点
				点
				点
				点
	過去3年以内における前歴の有無及び回数	有 無	回 数	累 積 点 数
過去5年以内における取消歴等の有無	有 ・ 無			
	☐ 法第90条第5項による処分 ☐ 法第103条第1項第5項の規定による処分 ☐			
処分内容				
備考	対象者電話番号			

第21号様式（第8の2の(2)関係）

鹿公委免管第 号
年 月 日

公安委員会 殿

鹿児島県公安委員会

執行依頼処分通知書

住 所（居所）

氏 名

処分執行依頼書（ 年 月 日付け 発第 号）により、貴公安委員会から行政
処分執行依頼を受けた上記の者に対し、行政処分を執行したので通知する。